

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
第13表	会計年度任用職員の任命権者別人員	24

2 民間給与関係資料

	令和5年職種別民間給与実態調査の概要	25
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	26
第15表	民間における初任給の改定状況	26
第16表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	27
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	28
第18表	民間における家族手当の支給状況	42
第19表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	42
第20表	民間における特別給の支給状況	43
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	43
第22表	民間における定年制の状況	44
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	44
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第25表	民間における給与改定の状況等	45

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表	県職員の給与と民間給与との比較	46
------	-----------------	----

4 生計費関係資料

	令和5年4月の標準生計費算定方法	47
第27表	費目別、世帯人員別標準生計費	48

5 労働経済関係資料

第28表	労働経済指標	49
------	--------	----

6 勤務時間等関係資料

第29表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況	51
------	-------------------------	----

7 人事院勧告等の要旨

		52
--	--	----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和5年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,495 ^人	42.4 ^歳	19.7 ^年
公安職	1,859	38.2	16.8
研究職	154	41.4	18.1
医療職(一)	10	48.8	22.5
医療職(二)	91	43.6	18.7
医療職(三)	64	35.9	12.8
大学教育職	52	48.8	23.1
高等学校等教育職	2,036	45.1	22.3
中学校及び 小学校教育職	4,703	40.5	17.7
計	12,464	41.5	18.9

(注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。

2 暫定再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表において同じ。)

3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和5年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	79.0	7.2	13.4	0.4	60.3	39.7
公安職	100	61.4	2.2	36.4	—	88.8	11.2
研究職	100	91.6	6.4	2.0	—	66.9	33.1
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	90.0	10.0
医療職(二)	100	90.1	7.7	2.2	—	42.9	57.1
医療職(三)	100	95.3	4.7	—	—	7.8	92.2
大学教育職	100	78.8	21.2	—	—	34.6	65.4
高等学校等 教 育 職	100	95.6	2.2	1.9	0.3	48.7	51.3
中学校及び 小学校教育職	100	98.5	1.5	—	—	37.1	62.9
計	100	86.8	3.5	9.6	0.1	53.5	46.5

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	324,478 円	326,712 円	330,468 円	512,220 円
地域手当	11,321	11,125	10,821	93,166
給料の特別調整額 管理職手当	7,478	2,342	—	57,320
扶養手当	8,037	13,589	7,695	12,750
住居手当	5,611	3,658	6,623	8,100
その他	260	1,628	1,877	240,450
合計	357,185	359,054	357,484	924,006

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	令和4年 (A)	令和5年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	323,626 円	324,478 円	852 円	100.3 %
地域手当	11,260	11,321	61	100.5
給料の特別調整額 管理職手当	7,350	7,478	128	101.7
扶養手当	8,250	8,037	△213	97.4
住居手当	5,537	5,611	74	101.3
その他	272	260	△12	95.6
合計	356,295	357,185	890	100.2

(令和5年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 327,980	円 297,703	円 420,437	円 386,067	円 350,903	円 345,356
10,865	9,707	13,873	12,738	11,611	11,691
4,674	1,056	7,450	4,136	6,311	5,620
6,885	4,602	5,644	8,028	6,144	8,113
4,313	2,573	7,312	5,039	4,810	4,921
5,154	—	1,940	243	342	746
359,871	315,641	456,656	416,251	380,121	376,447

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区 分	令 和 4 年 (A)	令 和 5 年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		円 345,161	円 345,356	円 195	% 100.1
地 域 手 当		11,665	11,691	26	100.2
給料の特別調整額 管理職手当		5,527	5,620	93	101.7
扶 養 手 当		8,153	8,113	△40	99.5
住 居 手 当		4,893	4,921	28	100.6
そ の 他		759	746	△13	98.3
合 計		376,158	376,447	289	100.1

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和5年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶養親族数					計	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以外			
行政職	1,382	572	2,035	720	72	2,679	0.8	
公安職	1,119	608	1,946	348	21	2,575	1.4	
研究職	58	15	84	43	5	104	0.7	
医療職(一)	7	5	9	1	—	14	1.4	
医療職(二)	33	9	46	19	2	57	0.6	
医療職(三)	16	2	26	3	1	29	0.5	
大学教育職	14	7	20	7	2	29	0.6	
高等学校等 教育職	814	276	1,183	492	40	1,499	0.7	
中学校及び 小学校教育職	1,498	461	2,223	622	86	2,770	0.6	
計	4,941	1,955	7,572	2,255	229	9,756	0.8	

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)
- 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
- 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、39.6%である。
- 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,465円である。

2 扶養親族数別職員数

(令和5年職員給与実態調査)

区分	扶養親族数								計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
受給職員数	1,814	1,792	1,025	270	37	3	—	—	4,941

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和5年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	19	67	316	31	245	4	376	27	1,085	64,558

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和5年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	115人
	100km以上 300km未満	8
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	1
	700km以上 900km未満	9
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	—
	1,300km以上 1,500km未満	—
1,500km以上	—	
受給者計		133
手当受給者1人あたり平均手当月額		32,827円

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和5年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,495 (100%)	人 20 (0.57%)	人 8 (0.23%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 —	人 3 (0.09%)	人 3,456 (98.88%)	人 —	人 7 (0.20%)
公安職	1,859 (100%)	4 (0.22%)	2 (0.11%)	1 (0.05%)	—	—	—	1,850 (99.51%)	—	2 (0.11%)
研究職	154 (100%)	—	—	—	—	—	—	154 (100%)	—	—
医療職(一)	10 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	10 (100%)	—
医療職(二)	91 (100%)	—	—	—	—	—	—	91 (100%)	—	—
医療職(三)	64 (100%)	—	—	—	—	—	—	64 (100%)	—	—
大学教育職	52 (100%)	—	—	—	—	—	—	52 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,036 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,035 (99.95%)	—	1 (0.05%)
中学校及び 小学校教育職	4,703 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,696 (99.85%)	—	7 (0.15%)
計	12,464 (100%)	24 (0.19%)	10 (0.08%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	—	3 (0.02%)	12,398 (99.47%)	10 (0.08%)	17 (0.14%)
平均手当月額	円 11,691	円 70,001	円 58,611	円 X	円 X	円 —	円 7,126	円 11,489	円 93,166	円 0

(注) 「X」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和5年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者
行政職	775	4	312	459
公安職	263	—	103	160
研究職	40	—	17	23
医療職(一)	3	—	—	3
医療職(二)	16	—	8	8
医療職(三)	7	—	4	3
大学教育職	15	—	4	11
高等学校等 高等教育職	408	—	183	225
中学校及び 小学校教育職	909	2	462	445
計	2,436	6	1,093	1,337

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、19.5%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,144円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは6人(1人当たりの平均手当月額は13,400円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和5年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ 利用者	自動車等のみ 利用者	交通機関・自動車 等併用者
行政職	3,046	601	2,181	264
公安職	1,365	104	1,240	21
研究職	142	4	125	13
医療職(一)	9	3	5	1
医療職(二)	88	7	76	5
医療職(三)	60	5	52	3
大学教育職	52	1	51	—
高等学校等 高等教育職	1,923	53	1,846	24
中学校及び 小学校教育職	4,304	21	4,264	19
計	10,989	799	9,840	350
平均手当月額	8,203円	11,810円	7,469円	20,617円

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.2%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和5年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	
2									
3									
4									
5							1		
6									
7								1	
8									
9	7								
10									
11			1						
12	3	2	1						
13	1								
14		3	1					1	
15		3					1		
16	7	61							
17	1	3							
18		5	1						1
19	2		1						2
20	3	6	37						1
21	2	1	2				1		1
22	2	49	6						3
23		6	4						2
24		10	15						
25	1	6	6					1	
26		9	10						3
27		6	6						
28		63	35						
29	90	8	3						3
30	3	16	4						
31	2	5	5					1	
32	8	50	42					6	1
33	11	6	14					4	
34	68	7	14				7	1	1
35	2	9	9				18	3	
36	13	13	35				3	1	
37	9	2	7				5	2	
38	5	7	32				6	5	
39	5	1	14				16	5	
40	83	5	18	2			4	1	2
41	11		15				6	2	1
42	8	1	41				1	1	
43	7	2	9	1			10		
44	68	2	21	2			6		
45	8	3	17	14			5	2	
46	7	2	27	15	1		2		
47	7	2	13	11	4		14		
48	9		22	8	1	1	4		
49	15	1	9	25	1		1		
50	6		25	15	1				
51	4		13	6	4	1	1		
52	15	1	16	13	3	1			
53	9	1	18	13	5				
54	7		11	6	5		1		
55	3		13	17	3	23			
56	2	1	18	17	7	4			
57	3	1	8	23	3	6			
58	2	1	13	13	1	4			
59	4		8	15	1	9			
60	1	1	12	25	4	11			
61			5	12	10	13	6		
62	3	1	7	12	1	4			
63			4	16	5	18			
64	1		7	8	4	11			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			3	6	2	5			
67		1	13	7	2	5			
68	1		5	16	4	9			
69	1	1	5	8	10	5			
70			7	19	22	4			
71		1	7	6	3	2			
72	1		2	9	11	2			
73	1			7	24	3			
74	1			18	23	1			
75			8	13	10	4			
76			4	11	17				
77			3	4	14	1			
78			1	16	21	3			
79			1	8	11	1			
80				21	35				
81			2	9	13				
82			1	15	36				
83			1	18	18	1			
84			3	7	35				
85			1	12	15				
86	1		2	10	33	3			
87			2	7	18				
88			2	10	25				
89			3	6	23				
90		1	3	4	33				
91				3	37				
92			1	6	27				
93			3	3	10				
94			3	80	7				
95			4		26				
96			3		4				
97			1		10				
98					6				
99			1		7				
100			1		4				
101					6				
102			4		106				
103									
104			4						
105			2						
106			2						
107									
108			2						
109			3						
110			1						
111			1						
112									
113			17						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	534	387	808	648	772	168	119	38	21
								適用職員数	3,495

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	21								
8									
9									
10	17								
11									
12			1						
13	2								
14	2								
15									
16	22								
17									
18	1								
19	1								
20	20			1					
21	2		1						
22	1		2						
23		1							
24	18	39	1						
25	31	2							
26	2	7	1						
27	2	2	1						
28	45	36	19		1				
29	6	2	3		2				
30	3	8	11	1	1				
31	3	2	2	1					2
32	2	25	22	1					1
33	2	4	3		1				
34	1	9	14		3				1
35			6		2				2
36	1	27	21	5	2				
37	1	4	5						
38		11	15	6	1				
39		4	3	1					
40	2	11	18	2	4				1
41		1	5	1	3				1
42		2	11	6	4				
43		1	3	1	3				1
44	1	1	21	12	10				1
45		1	2	4	8			2	3
46		1	13	10	10				
47		2	8	3	4			10	
48			12	10	7			2	
49		2	1	3	4			4	
50		1	14	13	8	1		1	
51			6	6	6			3	
52			16	8	10		4		
53			2	1	3	2		6	3
54			16	8	6				
55			2	4	8		6		1
56		1	9	14	10	3		1	2
57		1	4	3	4	1		2	
58			15	10	9			3	
59			6	5	7			6	
60			10	12	12	1		6	
61				7	6			4	1
62		1		7	6				
63	1		14	4	2	1		3	
64			5	9	8	2		2	
65			4	5	5	1		1	
66			11	8	6	2			
67			5	10	5	3		1	
68			7	8	10	3		2	
69			1	6	6	2		1	
70			10	10	4	4		1	
71			5	8	5	1		3	
72			5	7	8	5		2	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			3	3	5	2	1		
74			8	6	4	2			
75	1			6	6	3	1		
76			5	8	6	1	2		
77			1	3	4	3	1		
78			2	6	2				
79			4	9	2				
80			6	4	3				
81			2	5	4	2	1		
82			5	8	6				
83			2	4	3				
84			4	2	1	1			
85			3	6	5		2		
86			2	9	4				
87			2	6	2	1			
88			4	2	2	1			
89			3	2	3	2			
90			4	1	1	1			
91				2	1	1			
92			4	2	2	2			
93			2	1	1	34			
94			2	3	2				
95			2	4	1				
96			1	3	2				
97			3	5					
98	1			3	2				
99				3	2				
100	1		1	5					
101			1	2	14				
102			1	1					
103				2					
104			2	3					
105				1					
106			2	3					
107				2					
108									
109				4					
110			1	1					
111									
112			1	5					
113			1						
114			1	4					
115				1					
116			1	4					
117			2	1					
118									
119				4					
120			1	2					
121				3					
122			1	5					
123				2					
124				1					
125			1	18					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134			2						
135									
136									
137			1						
138									
139									
140									
141			4						
計	213	209	501	431	313	88	62	29	13
								適用職員数	1,859

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12		1			
13		1			
14					
15					
16		6			
17					
18		1			
19		1			
20		3			
21		2			
22					
23					
24		6			
25					
26					
27					
28		1			
29					
30		5			
31					
32					
33					
34		1			
35			1		
36		4	1		
37					
38		2	2		
39			1		
40		2	3		
41					
42		1	1		
43		2	1		
44		2			
45		1			
46					
47			1		
48		3			
49			1		
50		1	1		
51					
52		2			
53					
54		1			
55		1			
56		2			
57	1				
58	1	1			
59			1		
60		1			
61		1			
62					
63					
64		2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
65		1			
66		1			
67		1	4		
68		2	2		
69					
70					
71		1	1		
72		2	2		
73			2		
74			1		
75					
76			1		
77			1		
78			1		
79			3		
80		1	1		
81		1			
82			2		
83			3		
84			1		
85		1	1		
86		1	9		
87			3		
88		1	4		
89			4		
90			2		
91		1	3		
92			2		
93			1		
94			1		
95			3		
96					
97			2		
98					
99					
100		1			
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	78	74		
				適用職員数	154

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				1
32	1	1	1	
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				1
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59			1	
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				
63				
64				1
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1	1	2	6
適用職員数				10

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8								
9								
10								
11								
12			1					
13		1						
14			4					
15								
16			1					
17			1					
18		1						
19		1						
20			1					
21								
22								
23								
24		2	1					
25								
26								
27								
28								
29							1	
30		1	3					
31								
32								
33								
34			4				1	
35								
36								
37		1						
38		1						
39								
40						20		
41					1	2		
42	1				1			
43					1	2		
44					1	1		
45					1		1	
46			2		2	1		
47			1		1			
48		1			1		1	
49					1			
50								
51						1		
52					1			
53					1		1	
54								
55						1		
56								
57						1		
58				1		1		
59								
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61				1				
62						1		
63								
64								
65								
66				1	1			
67								
68								
69					1			
70								
71								
72				1				
73								
74								
75								
76								
77								
78	1			1				
79								
80					1			
81								
82								
83								
84				1				
85	1				1			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101				1				
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	3	10	19	19	11	26	3	
							適用職員数	91

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			3				
9							
10							
11							
12			1				
13		8					
14			1				
15							
16							
17							
18		3					
19			2				
20			1				
21							
22		1					
23							
24		3		2			
25							
26							
27							
28		2		1			
29							
30				1			
31		1					
32		1		2			
33				1			
34				1			
35							
36				1			
37							
38							
39							
40				1	1		
41							
42				1			
43		1		1			
44			2				
45				1			
46							
47							
48				1			
49				1			
50							
51							
52							
53						1	
54							
55					1		
56				1			
57							
58							
59					1		
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人						人
62							
63							
64							
65				1			
66							
67							
68							
69					3		
70							
71							
72							
73				1	1		
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92					1		
93					1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101					4		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		20	10	19	14	1	
						適用職員数	64

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1		2		3		4	
	人	人	人	人	人	人	人	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12							1	
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22				1				
23								
24						1		
25		1						
26								
27								
28								
29				1				
30							1	
31								
32								
33								
34							1	
35							5	
36				1				
37		1		1				
38								
39				1				
40		1						
41							2	
42								
43				1			1	
44								
45		1						
46		1					2	
47								
48								
49				1				
50								
51		1					1	
52		1					1	
53								
54								
55							1	
56				1		2		
57				1		1		
58		1						
59								
60								
61				1				
62							1	
63						1		
64						1		

職務の級 号給	1		2		3		4	
	人	人	人	人	人	人	人	
65								
66						1	1	
67						1		
68								
69				1		1		
70		1						
71		1		1				
72							1	
73								
74								
75								
76								
77							1	
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94		1						
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計		11		12		9	20	
						適用職員数	52	

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8	1	2			
9		5			
10		1			
11					
12		8			
13		6			
14					
15	2				
16		1			
17		5			
18		9			
19					
20		3			
21		5			
22		15			
23		1			
24		6			
25	4	4			1
26		30			
27	1	2			
28	1	6			
29	4	11			2
30	1	18			4
31		2			6
32	1	10			4
33	1	7			2
34		25			1
35		3			2
36	4	7			2
37	2	7			2
38	2	24			1
39		5			4
40	1	9			
41	1	10			1
42	1	28			1
43		2			2
44		14			
45	2	3			3
46	2	19			
47		1			
48		13			
49		6			
50	2	22			
51	1	4			
52	2	10			
53	5	12			
54	5	10			
55	1	6			
56	1	11			
57	2	5		2	
58	1	24		9	
59	1	3		1	
60		15		4	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	4	9		2	人
62	1	16		7	
63		7		5	
64	2	14		2	
65		6		7	
66	1	27		3	
67	1	3		5	
68		7		5	
69	6	8		4	
70	2	14		4	
71	2	3			
72	1	7		8	
73		8		3	
74	2	15		3	
75	1	10			
76	1	11		1	
77		8		9	
78	2	12			
79		9			
80	1	8			
81	1	4			
82		13			
83	2	6			
84		16			
85		11			
86		10			
87		3	1		
88	1	8			
89		6	1		
90	1	7			
91	1	6	1		
92	1	10	1		
93	4	5			
94		13	1		
95	1	4	1		
96		12	1		
97		9			
98	1	7			
99	1	6			
100		17			
101		4			
102	1	10			
103		5			
104	1	7			
105	2	10			
106		9			
107		7			
108	1	15			
109		8			
110	1	10			
111	1	6			
112	1	10			
113	1	5			
114		21			
115		6			
116	1	12			
117	1	5			
118		16			
119	1	7			
120		8			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	1	13			
123		24			
124		7			
125		19			
126		15			
127		28			
128	1	4			
129		25			
130	1	8			
131		25			
132		4			
133		23			
134		8			
135		37			
136		7			
137	1	32			
138	1	38			
139		18			
140		11			
141		20			
142		25			
143		32			
144	1	307			
145					
146					
147					
148	1				
149					
150					
151					
152					
153	11				
計	124	1,783	7	84	38
		適用職員数		2,036	

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		99			
18					
19					
20		79			
21		26			3
22		27			12
23		3			18
24		99			5
25	31	12			8
26	2	2			6
27					10
28	11	23			15
29	2	14			13
30	3	87			18
31	1	2			11
32	5	19			14
33	8	14			16
34	7	101			11
35	1	3			9
36	3	28			2
37	8	12			6
38	1	118			3
39	5	4			4
40	2	39			4
41	2	9			5
42	1	90			5
43		6			2
44	2	36			1
45	4	8			
46		74		1	1
47		5			4
48	4	29			
49	2	12			6
50	3	83			
51		3			
52	3	30	1		
53	1	14			
54		91			
55		4		1	
56	2	45	1		
57	2	20		2	
58		86	1	4	
59		6			
60		33		4	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	1	9	1	5	
63	1	85		2	
64		7		2	
65		48		2	
66	14	13		4	
67	8	67		10	
68	1	13		2	
69	3	34	2	6	
70	1	11		1	
71		57		5	
72	1	11		3	
73	2	31		2	
74	2	19	1	1	
75	1	55		9	
76	3	13		11	
77		34	2	12	
78	3	21		16	
79	2	59		14	
80	2	6		15	
81	3	26		10	
82	1	9	2	15	
83	2	44		14	
84	1	12		11	
85	2	25	2	11	
86		20		11	
87		50	1	11	
88		15	1	6	
89	2	40	1	9	
90	2	9		10	
91	3	34	1	10	
92		19		8	
93	2	38	1	6	
94		13	2	5	
95	1	20	4	2	
96	2	16	2	1	
97	1	42	1	7	
98	1	9	5		
99	1	22	1	1	
100		18	4	4	
101	1	45	5	3	
102		15	6	1	
103		19	3	2	
104	1	7	5	1	
105		30	2	1	
106	5	11	3	3	
107		12	4		
108	2	12	2		
109	5	32	2		
110		12	4		
111	2	17	3		
112	1	10	1		
113	2	32			
114	2	10	1		
115	1	17	3		
116		13	1		
117		19			
118	1	8	8		
119	1	17			
120	1	9			
	1	18			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	4	7			
123	2	13			
124		6			
125		15			
126		6			
127		11			
128		8			
129		15			
130		14			
131		9			
132		12			
133		7			
134		23			
135		7			
136		12			
137		8			
138		15			
139		3			
140		16			
141		10			
142		15			
143		7			
144		17			
145		6			
146		26			
147		11			
148		22			
149		10			
150		26			
151		18			
152		20			
153		10			
154		27			
155		39			
156		36			
157		422			
計	233	3,877	90	296	207
		適用職員数			4,703

第12表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和5年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	44			37	7					
公安職	11				3	8				
研究職	3		3							
医療職(二)	1				1					
医療職(三)	1				1					
高等学校等教育職	144	18	126							
中学校及び 小学校教育職	244		244							
給料表計	448									
60歳	153									
61歳	123									
62歳	80									
63歳	47									
64歳	45									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	186			181	1	4				
公安職	5				2	2	1			
研究職	17		16	1						
医療職(二)	6				6					
医療職(三)	5				5					
高等学校等教育職	8	1	7							
中学校及び 小学校教育職	141		141							
給料表計	368									
60歳	60									
61歳	84									
62歳	90									
63歳	73									
64歳	61									

第13表 会計年度任用職員の任命権者別人員

(令和5年職員給与実態調査)

区分 任命権者	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員	計
知事部局	540人	107人	647人
教育委員会	974	12	986
警察本部	138	40	178
計	1,652	159	1,811

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 458事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から147事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,071人：初任給関係432人（行政職に相当する調査実人員419人）、初任給関係以外の調査職種5,639人（行政職に相当する調査実人員5,323人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,257人であり、行政職に相当するものは19,025人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所
産業計		131	49	56	26
農業，林業，漁業		—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業		8	5	2	1
製造業		65	21	32	12
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業		23	8	8	7
卸売業，小売業		6	2	4	—
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業		6	5	1	—
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業		23	8	9	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が16事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における初任給の改定状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		34.0	(64.6)	(35.4)	(0.0)	66.0
		500人以上	49.9	(69.1)	(30.9)	(0.0)	50.1
		100人以上 500人未満	27.6	(68.6)	(31.4)	(0.0)	72.4
		50人以上 100人未満	16.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	84.0
高校卒	規模計		26.8	(63.8)	(36.2)	(0.0)	73.2
		500人以上	26.7	(67.3)	(32.7)	(0.0)	73.3
		100人以上 500人未満	28.3	(66.5)	(33.5)	(0.0)	71.7
		50人以上 100人未満	24.0	(50.0)	(50.0)	(0.0)	76.0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 232,756	※ 236,863	X	X
		大学卒	205,052	212,179	199,136	※ 185,000
		短大卒	※ 173,714	—	※ 173,714	—
		高校卒	175,763	※ 176,294	178,478	X
	新卒技術者	大学院修士課程修了	227,796	229,623	※ 219,652	—
		大学卒	215,512	218,539	208,318	—
		短大卒	195,292	※ 204,749	※ 192,539	※ 179,990
		高校卒	173,183	176,637	172,520	※ 166,900
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	229,304	231,234	※ 228,515	X
		大学卒	209,222	215,067	202,503	※ 185,000
		短大卒	189,565	※ 204,749	183,650	※ 179,990
		高校卒	173,867	176,551	174,444	166,042
そ の 他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	X	X	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	X	X	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	—	—
		養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—	—
短大卒		—	—	—	—	
準新卒看護師	養成所卒	※ 188,114	X	X	—	
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

4 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	支 店 長	10	54.8	850,506	24,064	826,442	・構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	54.9	920,008	32,085	887,923	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	54.0	737,850	0	737,850	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術	工 場 長	9	54.0	616,937	0	616,937	・構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	54.5	683,004	0	683,004	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	4	54.9	610,357	0	610,357	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	146	54.1	644,246	2,174	642,072	・2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	103	54.3	678,856	1,598	677,258	
	短 大 卒	13	52.1	596,857	5,311	591,546	
	高 校 卒	29	54.4	551,580	2,961	548,619	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
職 種	技 術 部 長	134	54.3	630,615	2,843	627,772	同 上
	大 学 卒	78	53.8	686,963	4,551	682,412	
	短 大 卒	24	55.4	566,834	70	566,764	
	高 校 卒	32	54.7	528,706	377	528,329	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第17表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間） 	
	84	54.0	642,141	7,890	634,251		
	大 学 卒	61	53.5	692,193	7,035		685,158
	短 大 卒	7	53.2	516,917	2,120		514,797
	高 校 卒	16	56.4	511,020	13,435		497,585
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	46	53.5	721,956	8,070	713,886	同 上	
	大 学 卒	33	53.8	791,913	2,061		789,852
	短 大 卒	4	53.9	577,427	0		577,427
	高 校 卒	9	52.1	520,653	33,781		486,872
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長	268	50.5	551,762	15,493	536,269	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職 	
	大 学 卒	177	49.2	571,426	15,336		556,090
	短 大 卒	28	51.7	474,031	27,404		446,627
	高 校 卒	63	53.9	523,240	10,557		512,683
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長	345	50.7	560,170	6,560	553,610	同 上	
	大 学 卒	208	50.0	596,100	7,809		588,291
	短 大 卒	40	52.3	516,588	3,458		513,130
	高 校 卒	96	51.6	494,554	4,955		489,599
	中 学 卒	X	X	X	X		X
事 務 課 長 代 理	105	47.6	469,462	17,562	451,900	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間） 	
	大 学 卒	69	46.4	484,103	19,379		464,724
	短 大 卒	12	49.9	441,479	15,477		426,002
	高 校 卒	24	49.7	442,068	13,478		428,590
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長 代 理	166	46.6	489,876	19,177	470,699	同 上	
	大 学 卒	104	45.0	506,468	22,010		484,458
	短 大 卒	19	50.2	467,297	17,604		449,693
	高 校 卒	43	49.1	456,575	12,450		444,125
	中 学 卒	—	—	—	—		—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・係の長及び係長級専門職	
	事務係長	336	45.3	486,801	80,260		406,541
	大学卒	196	42.6	497,178	89,140		408,038
	短大卒	38	46.8	362,725	31,288		331,437
	高校卒	101	49.8	505,492	78,691		426,801
中学卒	X	X	X	X	X		
技 術 係 長	433	46.2	475,996	74,729	401,267	同 上	
	大学卒	232	43.6	489,534	83,167		406,367
	短大卒	46	48.3	464,374	82,626		381,748
	高校卒	152	50.1	457,691	58,699		398,992
	中学卒	3	48.9	384,610	42,420		342,190
事 務 主 任	309	44.0	343,095	41,323	301,772	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
	大学卒	163	41.0	356,599	48,984		307,615
	短大卒	57	47.8	307,566	29,893		277,673
	高校卒	89	46.7	342,225	35,345		306,880
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	491	42.8	385,959	61,097	324,862	同 上	
	大学卒	253	39.6	389,662	68,582		321,080
	短大卒	43	45.2	378,921	63,288		315,633
	高校卒	194	45.4	383,736	53,720		330,016
	中学卒	X	X	X	X		X
事 務 係 員	1,312	37.4	303,497	35,971	267,526		
	大学卒	671	35.1	319,551	42,381		277,170
	短大卒	240	42.8	280,552	25,204		255,348
	高校卒	396	38.6	286,014	30,090		255,924
	中学卒	5	44.0	283,563	23,758		259,805
技 術 係 員	1,129	37.4	357,293	61,557	295,736		
	大学卒	521	34.9	366,589	69,494		297,095
	短大卒	169	40.9	343,393	57,185		286,208
	高校卒	437	38.7	353,038	55,733		297,305
	中学卒	2	46.5	268,102	16,027		252,075

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—		
	守 衛	6	53.5	423,728	39,947		383,781
	用 務 員	—	—	—	—		—
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—		
	大 学 副 学 長	—	—	—	—		—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—		—
	大 学 教 授	12	57.6	635,841	90,300		545,541
	大 学 准 教 授	12	52.3	553,338	75,000		478,338
	大 学 講 師	12	47.2	546,474	113,633		432,841
	大 学 助 教	4	45.3	433,366	40,000		393,366
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係) の長	
	主 任 研 究 員	19	48.9	442,929	7,836	435,093	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	12	27.1	251,870	22,645	229,225	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
医 療	病 院 長	X	X	X	X	X	・部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副 院 長	3	55.5	1,500,189	452,459	1,047,730	・上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医 科 長	13	54.2	1,353,537	340,724	1,012,813	・部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医 師	7	33.8	825,867	54,144	771,723	
関 係 職	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	—	—	—	—	—	・部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	9	42.5	441,992	97,033	344,959	
	診療放射線技師	13	46.9	429,191	33,838	395,353	
	臨床検査技師	14	41.4	379,694	45,763	333,931	
	栄 養 士	11	42.9	262,636	17,658	244,978	
	理学療法士	20	36.9	321,777	31,126	290,651	
種	作業療法士	19	41.0	297,907	10,033	287,874	
	総 看 護 師 長	2	58.5	538,458	0	538,458	・部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	26	50.7	485,803	94,860	390,943	・部下に看護師又は准看護 師5人以上
	看 護 師	79	41.5	368,584	69,900	298,684	
	准 看 護 師	22	48.1	295,753	60,137	235,616	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第17表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	10	54.8	850,506	24,064	826,442	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	7	54.9	920,008	32,085	887,923	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	54.0	737,850	0	737,850	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術	工 場 長	6	54.1	684,511	0	684,511	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	54.5	683,004	0	683,004	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	53.5	687,351	0	687,351	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	88	54.7	705,557	1,275	704,282	・2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	70	55.1	730,235	1,481	728,754	
	短 大 卒	8	53.5	618,261	72	618,189	
	高 校 卒	10	52.3	592,446	675	591,771	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	60	54.2	722,426	6,497	715,929	同 上
	大 学 卒	45	53.6	754,398	8,428	745,970	
	短 大 卒	9	55.9	620,039	0	620,039	
	高 校 卒	6	56.5	606,727	0	606,727	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	61	54.0	700,969	4,179	696,790	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	54	53.8	718,250	4,336	713,914	
	短大卒	3	55.6	554,957	5,944	549,013	
	高校卒	4	56.6	544,364	602	543,762	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	34	54.0	815,399	1,736	813,663	同 上
	大学卒	30	54.2	823,113	1,881	821,232	
	短大卒	2	51.0	759,597	0	759,597	
	高校卒	2	53.5	687,400	0	687,400	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	173	50.1	602,409	17,175	585,234	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	116	48.9	631,290	17,039	614,251	
	短大卒	17	50.8	491,567	37,121	454,446	
	高校卒	40	53.9	556,068	9,163	546,905	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	200	51.1	632,461	5,274	627,187	同 上
	大学卒	140	50.5	656,482	6,293	650,189	
	短大卒	22	52.7	579,368	4,792	574,576	
	高校卒	38	52.3	562,501	1,268	561,233	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	87	47.7	494,226	17,526	476,700	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	64	46.7	494,554	19,301	475,253	
	短大卒	6	49.3	508,245	21,350	486,895	
	高校卒	17	51.1	488,095	9,420	478,675	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	141	46.5	505,121	13,574	491,547	同 上
	大学卒	94	44.9	520,208	16,977	503,231	
	短大卒	16	50.7	478,594	9,930	468,664	
	高校卒	31	49.4	468,778	4,054	464,724	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・係の長及び係長級専門職	
	219	45.3	540,123	100,873	439,250		
	大学卒	131	42.2	547,061	111,864		435,197
	短大卒	18	49.8	394,681	41,132		353,549
	高校卒	70	50.2	553,461	91,392		462,069
中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 係 長	316	46.3	498,042	81,148	416,894	同 上	
	大学卒	180	43.6	510,556	89,425		421,131
	短大卒	31	47.4	492,360	87,910		404,450
	高校卒	104	51.1	476,020	63,595		412,425
	中学卒	X	X	X	X		X
事 務 主 任	187	43.6	364,264	45,532	318,732	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
	大学卒	105	41.2	378,275	55,194		323,081
	短大卒	28	47.9	310,802	22,408		288,394
	高校卒	54	45.9	363,807	38,847		324,960
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	374	42.8	390,378	59,689	330,689	同 上	
	大学卒	185	38.8	399,164	72,311		326,853
	短大卒	28	45.2	383,810	53,417		330,393
	高校卒	161	45.8	384,136	50,351		333,785
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	710	36.6	328,185	44,632	283,553		
	大学卒	410	34.3	341,725	50,764		290,961
	短大卒	109	44.4	303,130	28,656		274,474
	高校卒	190	37.7	309,895	38,879		271,016
	中学卒	X	X	X	X		X
技 術 係 員	668	36.6	373,385	64,392	308,993		
	大学卒	307	33.6	382,756	73,736		309,020
	短大卒	86	38.6	360,977	55,418		305,559
	高校卒	275	38.5	368,813	59,181		309,632
	中学卒	—	—	—	—		—

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	3	53.8	509,512	0	509,512	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	2	56.0	546,703	0	546,703	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	45	54.0	600,205	1,311	598,894	・2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	27	53.6	610,736	0	610,736	
	短 大 卒	4	49.7	605,385	14,012	591,373	
	高 校 卒	14	56.3	574,995	0	574,995	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	67	54.5	578,366	285	578,081	同 上
	大 学 卒	30	54.3	632,278	199	632,079	
	短 大 卒	15	55.2	538,979	106	538,873	
	高 校 卒	22	54.5	517,232	556	516,676	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務部次長	20	54.2	514,666	7,377	507,289	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長一課長間）
	大学卒	6	52.3	516,097	7,734	508,363	
	短大卒	4	51.9	495,821	0	495,821	
	高校卒	10	56.2	521,500	10,179	511,321	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	9	52.3	508,520	32,629	475,891	同 上
	大学卒	3	49.8	454,503	4,000	450,503	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	51.8	523,967	55,132	468,835	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	79	51.0	484,312	12,602	471,710	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	51	49.7	487,653	14,486	473,167	
	短大卒	10	53.2	455,375	14,629	440,746	
	高校卒	18	54.8	489,961	4,210	485,751	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	139	49.9	459,731	8,063	451,668	同 上
	大学卒	67	48.9	466,322	10,192	456,130	
	短大卒	17	51.5	446,367	2,014	444,353	
	高校卒	54	50.6	456,433	7,333	449,100	
	中学卒	X	X	X	X	X	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	15	48.4	379,719	20,442	359,277	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	4	45.2	404,260	26,796	377,464	
	短大卒	5	50.5	400,832	9,358	391,474	
	高校卒	6	48.8	348,830	25,059	323,771	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	25	47.1	411,863	47,854	364,009	同 上
	大学卒	10	45.6	394,670	62,960	331,710	
	短大卒	3	47.3	403,348	61,045	342,303	
	高校卒	12	48.3	429,613	31,001	398,612	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・係の長及び係長級専門職	
	89	43.9	377,557	37,235	340,322		
	大学卒	55	42.7	374,776	33,032		341,744
	短大卒	13	41.8	353,349	27,033		326,316
	高校卒	21	48.6	401,167	55,670		345,497
中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 係 長	99	46.0	403,076	52,519	350,557	同 上	
	大学卒	43	44.1	397,949	60,956		336,993
	短大卒	11	51.5	400,166	53,758		346,408
	高校卒	43	46.5	410,945	45,093		365,852
	中学卒	2	45.5	360,391	26,316		334,075
事 務 主 任	114	44.9	318,387	37,183	281,204	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
	大学卒	53	41.1	328,094	42,748		285,346
	短大卒	27	47.7	306,444	35,011		271,433
	高校卒	34	48.1	313,920	30,731		283,189
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	107	42.4	369,080	69,089	299,991	同 上	
	大学卒	64	42.8	359,131	54,752		304,379
	短大卒	12	44.5	394,770	110,578		284,192
	高校卒	30	41.1	380,062	80,855		299,207
	中学卒	X	X	X	X		X
事 務 係 員	489	38.2	265,342	23,968	241,374		
	大学卒	213	36.3	273,342	26,018		247,324
	短大卒	111	41.1	261,005	23,566		237,439
	高校卒	162	38.7	254,877	20,936		233,941
	中学卒	3	43.5	323,754	26,919		296,835
技 術 係 員	409	39.4	324,070	58,095	265,975		
	大学卒	194	37.3	337,843	64,069		273,774
	短大卒	71	44.3	332,183	63,952		268,231
	高校卒	142	39.8	297,513	45,327		252,186
	中学卒	2	46.5	268,102	16,027		252,075

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	13	51.6	462,198	9,932	452,266	・2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	50.3	506,828	10,000	496,828	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	5	52.9	429,921	13,823	416,098	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
職 種	技 術 部 長	7	53.1	459,970	0	459,970	同 上
	大 学 卒	3	51.5	409,197	0	409,197	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	54.3	498,050	0	498,050	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間） 	
	3	53.5	442,574	78,374	364,200		
	X	X	X	X	X		
	—	—	—	—	—		
	2	56.5	404,461	50,561	353,900		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	3	51.5	404,359	0	404,359	同 上	
	—	—	—	—	—		
	X	X	X	X	X		
	2	52.0	414,538	0	414,538		
	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長	16	51.0	368,660	12,505	356,155	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職 	
	10	50.6	355,033	1,066	353,967		
	X	X	X	X	X		
	5	51.7	392,524	37,886	354,638		
	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 課 長	6	55.0	397,595	14,685	382,910	同 上	
	X	X	X	X	X		
	X	X	X	X	X		
	4	56.8	400,815	6,833	393,982		
	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長 代 理	3	40.5	271,712	6,543	265,169	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間） 	
	X	X	X	X	X		
	X	X	X	X	X		
	X	X	X	X	X		
	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上	
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・係の長及び係長級専門職
	28	49.3	309,076	13,801	295,275	
	10	49.3	329,987	14,708	315,279	
	7	48.6	308,939	16,993	291,946	
	10	48.9	284,670	12,041	272,629	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術 係 長	18	46.3	354,973	43,829	311,144	同 上
	9	43.5	330,786	16,539	314,247	
	4	47.8	398,942	108,360	290,582	
	5	50.3	363,335	41,325	322,010	
	—	—	—	—	—	
事 務 主 任	8	40.5	259,279	15,087	244,192	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	5	37.1	257,032	3,300	253,732	
	2	47.5	287,662	44,512	243,150	
	X	X	X	X	X	
	—	—	—	—	—	
技 術 主 任	10	45.3	328,684	57,201	271,483	同 上
	4	39.8	321,409	64,816	256,593	
	3	47.5	284,631	8,615	276,016	
	3	50.5	382,436	95,635	286,801	
	—	—	—	—	—	
事 務 係 員	113	40.6	261,003	15,337	245,666	
	48	38.5	271,615	19,236	252,379	
	20	41.3	241,250	11,647	229,603	
	44	42.7	259,156	13,108	246,048	
	X	X	X	X	X	
技 術 係 員	52	38.2	279,611	28,468	251,143	
	20	38.1	317,686	34,628	283,058	
	12	38.0	257,104	27,096	230,008	
	20	38.5	255,041	23,132	231,909	
	—	—	—	—	—	

第18表 民間における家族手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			家族手当制度がない
	配偶者の収入制限あり	配偶者の収入制限なし		
77.0%	(79.4%)	[82.5%]	[17.5%]	23.0%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	10,034 円
配 偶 者 と 子 1 人	14,756 円
配 偶 者 と 子 2 人	19,264 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
(備考) 行政職7級相当以下の県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円である。
なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
42.1%	(40.5%)	(59.5%)	57.9%

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月 額					
	～1,000円	～2,000円	～3,000円	～4,000円	～5,000円	～6,000円
光熱水費の負担増への配慮のみ	—	100.0%	—	—	—	—
	～7,000円	～8,000円	～9,000円	～10,000円	10,001円～	
	—	—	—	—	—	

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱水費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	350,000円
	上半期(A2)	350,703円
特別給の支給額	下半期(B1)	798,045円
	上半期(B2)	773,522円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.28月分
	上半期(B2/A2)	2.21月分
年 間 の 平 均		4.49月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月分である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模 \ 項目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	44.2	55.8	44.1	55.9	50.7	49.3
500人以上	41.4	58.6	39.8	60.2	49.1	50.9
100人以上500人未満	38.3	61.7	39.3	60.7	45.5	54.5
50人以上100人未満	61.6	38.4	61.7	38.3	64.5	35.5

第22表 民間における定年制の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
95.6%	75.9%	19.7%	4.4%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		47.8%	43.1%	52.2%
非 管 理 職		39.9%	35.3%	60.1%

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第24表において同じ。)
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和5年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
71.0	76.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第25表 民間における給与改定の状況等

(令和5年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	57.4	1.2	0.0	41.4
課長級	44.9	2.8	0.0	52.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	91.8	91.8	27.7	2.2	61.9	0.0	8.2
課長級	85.1	85.1	24.3	2.2	58.6	0.0	14.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民間給与	県職員給与	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行政職 (B)	
平均給与月額	363,998 円	360,942 円	3,056 円 (0.85%)

- (注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)
- 2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
360,942 円	327,701 円	11,447 円	7,662 円	8,228 円	5,648 円	256 円

(注) 県職員の平均年齢は42.8歳で、平均経験年数は20.2年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県職員 (行政職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（いずれも総務省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費

1 高松市

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	31,396	31,658	49,852	68,046	86,232
住居関係費	36,029	38,324	34,826	31,324	27,827
被服・履物費	5,774	3,932	6,358	8,784	11,212
雑費 I	20,020	20,830	39,883	58,935	77,988
雑費 II	13,458	15,716	21,856	28,003	34,142
計	106,677	110,460	152,775	195,092	237,401

(注) 集計世帯数は、53世帯である。

2 全国

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	33,220	33,500	52,750	72,000	91,240
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費 I	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費 II	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第28表 労働経済指標

項 目		年 月		令和	令和	4年		
				3年度	4年度	1月	2月	3月
賃金・労働時間	全国 (全国調査)	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	298.2	304.5	298.9	299.5	304.0
			前年度比・前年同月比(%)	1.7	2.1	2.0	2.3	2.2
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)	274.4	279.6	274.7	275.2	278.9
			前年度比・前年同月比(%)	1.1	1.9	1.8	1.9	1.9
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	142.5	143.5	136.9	136.6	144.5
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	11.7	12.2	11.8	11.9	12.6
	香川県 (地方調査)	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	261.3	272.8	266.8	270.2	272.3
			前年度比・前年同月比(%)	△ 0.5	4.4	3.7	5.1	4.9
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)	238.9	249.7	243.9	247.7	248.8	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 2.1	4.6	3.8	5.2	4.5	
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	144.1	143.1	137.4	136.9	143.0	
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	11.4	11.5	11.1	11.3	12.0	
生計費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)	279.0	290.9	287.8	257.9	307.3
			前年比・前年同月比(%)	0.4	4.2	7.5	2.2	△ 0.8
		人口5万以上 15万未満の都市	(千円)	267.2	281.1	282.7	254.2	314.3
			前年比・前年同月比(%)	△ 0.6	5.2	10.0	3.5	6.6
		高松市	(千円)	274.5	280.4	298.0	283.2	302.7
	前年比・前年同月比(%)	△ 0.3	2.1	8.1	15.5	△ 6.2		
物価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.1	3.2	0.5	0.9	1.2
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)	0.2	3.2	0.6	1.1	1.3
		高松市	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.2	2.6	0.1	0.5	0.8
雇用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	2.8	2.6	2.7	2.7	2.6
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.16	1.31	1.20	1.21	1.23
香川県		(倍) (季節調整値)	1.42	1.51	1.51	1.51	1.52	
生産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)	2.6	1.4	△ 0.7		

(注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪については令和2年基準、⑭については平成27年基準である。

2 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。

3 ①～⑧、⑪は、毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価指数(総務省)。

4 ⑨の令和3年度、令和4年度の欄は、それぞれ令和3暦年、令和4暦年の数値である。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	
307.9	301.2	304.0	303.7	301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9	
2.5	2.2	2.3	2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	
281.9	277.2	280.0	279.1	277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1	
2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	
149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	
12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	
274.2	272.3	273.4	273.3	270.4	271.7	275.1	274.8	277.1	268.8	271.5	270.8	273.2	
6.3	6.7	6.5	5.0	5.0	5.7	5.8	5.5	6.0	0.8	0.5	△ 0.5	△ 0.4	
249.8	248.7	250.8	251.4	247.9	249.1	251.9	250.6	251.7	246.0	249.1	249.0	250.1	
5.7	6.2	6.4	6.0	5.5	6.1	6.1	5.6	5.7	0.9	0.6	0.1	0.1	
148.4	137.1	149.3	144.9	137.2	143.1	143.2	145.5	144	135.3	141.2	147.5	148.0	
12.3	11.3	11.5	11.3	10.4	11.3	11.7	11.9	12.2	10.9	11.2	12.1	11.1	
304.5	287.7	276.9	285.3	290.0	281.0	298.0	285.9	328.1	301.6	272.2	312.8	303.1	
1.2	2.4	6.4	6.6	8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	
299.8	275.7	263.9	271.9	278.0	274.7	279.8	271.2	307.6	288.7	270.6	310.3	290.9	
2.4	2.5	4.9	7.9	7.4	10.6	1.9	3.0	2.8	2.2	6.4	△ 1.3	△ 3.0	
314.5	298.2	234.3	228.5	286.2	249.0	319.4	248.8	301.6	250.3	231.2	317.0	269.1	
△ 8.4	20.9	1.3	△ 6.7	17.8	△ 9.5	20.8	△ 13.1	△ 4.6	△ 16.0	△ 18.4	4.7	△ 14.4	
2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	
2.6	2.5	2.4	2.7	3.0	3.0	3.8	3.8	4.0	4.2	3.1	3.2	3.4	
2.3	2.2	2.0	1.9	2.5	2.5	3.4	3.4	3.5	3.3	2.3	2.3	2.4	
△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	
2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	
1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	
1.50	1.44	1.50	1.50	1.53	1.53	1.56	1.56	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43	
1.4			△ 0.4				0.1			0.7			

務省)、⑫は労働力調査(総務省)、⑬は職業安定業務統計(厚生労働省)、⑭は内閣府の資料による。

6 勤務時間等関係資料

第29表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況

年次休暇

部局		年		
		令和2年	令和3年	令和4年
知事部局	本 庁	8.6 日	9.4 日	9.9 日
	出先機関	10.9	12.0	12.3
	計	9.8	10.7	11.1
教育委員会	県立学校 教 職 員	8.8	11.9	12.4
	事 務 局 事 職 員	8.5	9.2	9.8
	計	8.8	11.6	12.1
警察本部	警 察 官	11.1	10.9	11.3
	事務職員	10.9	11.4	11.9
	計	11.1	10.9	11.4

(注) 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。

超過勤務時間

部局		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局	本 庁	24.2 時間	23.3 時間	22.8 時間
	出先機関	12.8	12.7	13.4
	計	18.1	17.6	17.8
教育委員会	県立学校 事務職員	4.6	3.4	2.9
	事 務 局 事 職 員	18.8	20.1	22.6
	計	13.8	14.3	15.9
警察本部	警 察 官	20.4	20.4	20.3
	事務職員	12.4	10.7	11.1
	計	19.3	19.0	19.0

(注) 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。

7 人事院勧告等の要旨

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告・勧告を行うとともに、公務員人事管理及び勤務時間について報告した。

1 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
 - (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円 (+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円 (+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒〔本府省〕249,640円 一般職大卒〔地方機関〕196,200円 一般職高卒〔地方機関〕166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規卒業者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

2 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 令和6年 給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年 給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員を選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

3 勤務時間に関する勧告の骨子

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまでではなく、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日をつけるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日